

原著論文

戦後日本のあはき業界について  
～小林勝馬議員提出の質問主意書から考察する～

森 一也<sup>1)2)</sup>、舟木 宏直<sup>1)3)</sup>、松尾 卓<sup>1)</sup>、小林 靖弘<sup>1)</sup>

1) 京都仏眼鍼灸理療専門学校、2) 中央大学法学部、3) 佛教大学大学院文学研究科 歴史学専攻

【要旨】

【目的】国会法で規定された、文書により疑義を質する「質問主意書」の答弁は、内閣の公式見解である。また、提出されたその内容を知ることは、日本社会のあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう（以下あはき）を取り巻く疑義や問題点の存在を浮き彫りにし、当時の情勢を知ることができる。しかし、これまでにあはきに関連する質問主意書数を総括的に捉えた報告はない。そこで、質問主意書のうち、あはきに関連する質問主意書数や内容を探ることで、当時のあはき業界を取り巻く環境について検討することとした。

【方法】質問主意書のデータベースを利用し、昭和22年度開催の第1回国会から平成29年度までの開催国会（衆議院：第196回、参議院：第193回）中に提出された質問主意書及びその答弁内のあはきに関連する記載のあるものを1件とカウントした。

【結果・考察】これまでに提出された質問主意書18、089件のうち、あはき関連の記載があったものは、16人の議員により提出された23件（衆議院：11件、参議院：12件）であった。戦後すぐに6件提出した鍼灸師でもある小林勝馬議員の質問主意書の内容について検討したところ、①あはき師の食糧事情に関する事、②あはき業界の高等教育事情に関する事、③あはき師特に失明者あはき師に関する金銭的事務や施設事情に関する事の3つに分類された。何れも小林勝馬議員が鍼灸師であるからこそ、業界団体からの意見を統合し、質問主意書の提出に至ったと考えられた。また、小林勝馬議員はあはき業界の実情や今後の行く末を思案し、あはき業界の代表者となって国家に質問したことが推測された。

【結論】今後は今回検討した以降の年代に質問主意書が提出された時代背景や、提出した国会議員とあはきとの関連性を調査する必要がある、さらに質問主意書提出の結果、あはき業界の社会的・政策的な変化があったのかも併せて調査を行う必要性に迫られた。

キーワード：あん摩マッサージ指圧、鍼灸、質問主意書、国会、小林勝馬

About the anma, massage, shiatsu, acupuncture and moxibustion industry in Japan  
after the world war II  
～ Consider from the memorandum on question inquiries submitted  
by Kobayashi Katsuma Member  
of the Diet ~

<Purpose> “memorandum on questions” which gives doubts based on the documents prescribed in the law of the Diet is the official opinion of the Cabinet. We can know about surroundings issues that the Anma massage Shiatsu, acupuncture and moxibustion (herein after called “Ahaki”) in the Japanese society at the time to study it. However, there has been no report that comprehensively captures the number of memorandum on questions related Ahaki. Therefore, we decided to examine the environment surrounding Ahaki industry by searching the number of memorandum on questions related Ahaki and the contents of it.

<Method> Using the database of memorandum on question, it was submitted during the Diet

(House of Representatives: The 196th, House of Councilors: The 193rd) held from the 1st Diet held in 1947. We counted one, the related Ahaki in memorandum on questions and the answer.

<Results and Discussion> Of the 18,089 memorandum on questions submitted to this date, those with Ahaki-related descriptions were 23 cases by 16 members (the House of Representatives: 11 cases, the House of Councilors: 12 cases). We examined the six memorandum on questions written immediately after the world war II by Kobayashi Katsuma, who is an acupuncturist. They were classified in three things. The 1st, about the food situation of the Ahaki industry. The 2nd, thing about higher education circumstances of the Ahaki industry. The 3rd, things about financial circumstances and facility circumstances about Ahaki, especially the blind person acupuncturist. In any case, it was thought that Kobayashi Katsuma, who is an acupuncturist, has integrated the opinions of industry groups and has led to the submission of a memorandum on questions. Also, it was found out that Kobayashi Katsuma thinks about the actual circumstances and future prospects of the Ahaki industry and is questioning the nation as a representative person of the Ahaki industry.

<Conclusion> In the future, it is necessary to investigate the background of the times when the memorandum on question was submitted in the period, and the relationship between the submitted diet member and the Ahaki.

As a result of the submission, it was necessary to investigate whether there were any social and policy changes in the industry of Ahaki.

Keywords: Anma—massage—shiatsu, acupuncture and moxibustion, memorandum on questions, diet, Katsuma Kobayashi

## 【目的】

我が国における最高法規である日本国憲法の前文において、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と規定されている<sup>1)</sup>。従って、主権者である国民は、常に自ら直接的に国政を決定するわけではなく、最高裁判所裁判官の国民審査、地方自治特別法の住民の同意および憲法改正の国民による承認を除き、間接民主制(代表民主制)の形態を支持している。故に、憲法では直接民主制および間接民主制の両制度を通して、国民の意思をできるだけ多様な形で国政に反映させようとしている<sup>2)</sup>。

そのうち、間接民主制を通して、国民の意思を国政に反映させる方法には以下の2点がある。

第1に、憲法第41条では、「国会は国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定め、国会中心立法の原則型を支持している。国会における本会議や各種委員会の議事手続において、討論や評決に入る前に当該事項について、議員が口頭にて提案者に対し、説明や所見を求め疑

義を質する「質疑」が存在する。これらの質疑について、内閣は議会の信任を基盤としているものであるからこそ、議会側では常に内閣の行動を監視し、信任にもとる行為がないかどうか確認しておく手段の一つであると解釈される<sup>3)</sup>。

第2に、国会法第74条1項・2項および第75条において定められた「質問主意書」が存在する。前述の質疑とは異なり、文書による疑義を質する質問主意書は、議長に提出され承認を受けたのち、内閣に送られる。その後、内閣は7日以内に文書による内閣総理大臣名義で答弁書を作成しなければならない。それらの答弁は閣議決定を経て行われるため、内閣の公式見解として捉えることができるものであり、質問主意書は利用の仕方によっては、政府の見解をただす手段として有効であるものと解釈されている<sup>4)</sup>。さらに、質問主意書の大きな役割としては、①国政に関して行政機構の見解を求める役割、②国政に関する情報提供を政府に求める役割、③議員の意見・情報を政府に伝える役割、④政府の政策に影響を与える役割、⑤本会議・委員会における質疑を補う役割の5つがあるとされている<sup>5)</sup>。

従って、質問主意書提出数の動向やその内容を知ることは、上記に示す質問主意書の役割から考えると、質問主意書提出当時の日本社会におけるあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう（以下あはき）を取り巻く問題点について知ることができる。

しかしながら、これまでにあはきに関する国会における質疑の研究は存在しない。また、質問主意書について、あはきに関連する質問主意書の数を総括的に捉えた報告はない。

一方、質問主意書について、箕輪は、参議院小林勝馬議員が、任期中に27本の質問主意書を提出していると報告している<sup>6)</sup>。小林勝馬議員は東京都鍼灸按摩マッサージ師会理事長、日本鍼灸按摩マッサージ師会副会長および全国鍼灸按摩マッサージ医法制定実行委員会書記長を務めており、業界推薦のうえ当選した業界初の国会議員である<sup>7)</sup>。さらにそれら27本のうち、あはき関連の質問主意書を6本提出したことを報告している<sup>6)</sup>。しかしながら、箕輪の報告では、各質問主意書の質問内容については、十分に検討されてはいない。

そこで我々はまず、これまでに提出された質問主意書のうち、あはきに関連するものの質問主意書数や、それら質問がどのような内容であったのかを探る目的で本調査を行うこととした。さらに、小林勝馬議員がどのような内容の質問主意書の提出を行っていたのかを検討することで、当時のあはきを取り巻く環境がどのようなものであったのかについて併せて検討することとした。

**【方法】**

衆議院及び参議院のホームページ上に掲載される質問主意書のデータベースを利用した<sup>8)</sup>。調査時期範囲を、日本国憲法施行後初めての昭和22年度に開かれた第1回国会から平成29年度までに開催された国会とし、衆議院については第196回、参議院については第193回までとした。それらの質問主意書及びその答弁内に、内容如何に関わらず、あはきに関連する記載のあったものを1件とカウントした。なお、同質問主意書や同答弁書内に複数回あはき関連の記載があった場合でも、1件とカウントした。

**【結果と考察】**

**1：質問主意書提出数と提出年**

これまでに提出された質問主意書の総数は、18、089件であり、うち衆議院12、143件、参議院5、946件であった。その中で、あはき

関連の記載があった質問主意書総数は23件であり、うち衆議院では11件、参議院では12件であった。(表1)

しかしながら、衆議院11件のうち、質問主意書提出後に衆議院の総辞職が発生したため、答弁がなされていないものが1件、さらに質問主意書提出後に撤回したものが1件存在した。答弁が発生しなかった2件については、それぞれ平成15年および平成24年のものである。また、質問主意書が提出された年度も、昭和22年から昭和23年に提出された小林勝馬議員のものを除き、いずれかの時期に偏りがあるわけではなかった。

質問主意書の総数における、あはき関連の質問主意書が占める割合はおおよそ0.1%である。この割合については、例えば看護師等の他医療職種における同様の割合等の報告の研究が存在しないため、数値の大小について論じることはできない。

しかしながら、本結果より、いずれの時代にもあはき業界を取り巻く諸問題があり、少なくとも、内閣に疑義を質する必要性のある問題があったことは推察される。

**表1 衆議院および参議院における年度別質問主意書提出数**

	参議院 (件)	衆議院 (件)	総数 (件)
昭和22年	2	0	2
昭和23年	4	0	4
昭和33年	0	1	1
昭和46年	0	1	1
昭和49年	0	1	1
平成3年	1	0	1
平成6年	0	1	1
平成11年	0	1	1
平成15年	1	2	3
平成17年	1	1	2
平成18年	0	1	1
平成21年	1	0	1
平成24年	0	1	1
平成25年	1	0	1
平成27年	1	0	1
平成29年	0	1	1

**2：質問主意書の提出議員、提出年度およびその質問題目**

質問主意書を提出した議員、提出年度およびその質問の題目については表2のとおりとなつて

表2 質問主意書の提出議員名、提出年及び質問主意書質疑題目

提出議員名	提出年	質問主意書質疑題目
小林 勝馬	昭和22年	失明鍼・灸・按・マッサージ業者に対し所得及び営業税全免に関する質問主意書
	昭和22年	鍼・灸・按・マッサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書
	昭和23年	あんま師鍼師等に改築資材特配の件に関する質問主意書
	昭和23年	あんま師に対し主食増配に冠する質問主意書
	昭和23年	はり、きう、研究所設置に関する質問主意書
	昭和23年	あんま、はり灸師に加配米配給に関する質問主意書
福田 昌子	昭和33年	医業類似行為に関する質問主意書
松本 善明	昭和46年	視力障害者の更生と福祉に関する質問主意書
小沢 貞孝	昭和49年	はり、きゅう、あん摩、マッサージに関する質問主意書
堀 利和	平成4年	カイロプラクティック取扱いに関する質問主意書
青山 丘	平成6年	鍼灸治療に関する質問主意書
平田 米男	平成11年	東洋医学(漢方医学ならびに鍼灸医学等)の重要性に関する質問主意書
平野 貞夫	平成15年	鍼灸マッサージ医療に関する質問主意書
斉藤 鉄夫	平成15年	鍼・灸・マッサージと同療養費に関する質問主意書
	平成15年	鍼・灸・マッサージ施術・柔道整復施術と同療養費に関する質問主意書
高橋 千鶴子	平成17年	無資格マッサージ等の対策と視覚障害者の雇用確保に関する質問主意書
谷 博之	平成17年	鍼術における刺絡鍼法に関する質問主意書
	平成21年	鍼灸専門学校設立と教育の質の確保に関する質問主意書
内山 晃	平成18年	柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問主意書
田中 康夫	平成24年	医業類似行為の広告に関する質問主意書
大久保 勉	平成27年	あはき師の労災保険取扱いに係る労働局との協定に関する質問主意書
山内 康一	平成29年	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の広告規制に関する質問主意書

いる。箕輪や新田が報告した以外の議員からも提出があったことが明らかとなった。

あはきに関連する質問主意書を提出した議員数は16名存在し、うち3名については複数件の提出が認められた。

複数件提出した議員は3名であり、箕輪が示す小林勝馬議員の6件が最多となっている。次いで、谷博之議員と斉藤鉄夫議員の質問主意書提出数が各2件と続いた。また、斉藤鉄夫議員と田中康夫議員については、質問主意書を提出したが答弁に至らなかった件の該当者であった。

箕輪は小林勝馬議員が提出した6件の質問主意書のうち1件については、鍼・灸・按マ業者に対して大学専門教育設置についての内容は報告しているが、他5件の内容報告がなされていない。そこで、今回昭和22年から23年に提出された

小林勝馬議員の質問主意書の内容について検討を行うこととした。

小林勝馬議員の質問主意書は、①あはき師の食糧事情に関すること、②あはき業界の高等教育事情に関すること、③あはき師特に失明者あはき師に関する金銭的事情や施設事情に関することの3つに分類することができる。従って、次項の①では、あはき師の食糧事情に関すること。事項の②では、あはきの高等教育事情に関すること。さらに事項③では、あはき師特に失明者あはき師に関する金銭的事情や施設事情に関することについての検討を行うこととした。

### 3：小林勝馬議員提出の質問主意書内容

#### ①あはき師の食糧加配及び増配に関すること

本項に該当する質問主意書は、「あんま、はり灸師に加配米配給に関する質

問主意書」と「あんま師に対し主食増配に関する質問主意書」である。

前者の加配米配給に関する主意書内容を要約すると、日本の国力の推進に寄与する炭鉱労働者や重点産業の労務者達は加配米を受けているが、彼らの健康を支えているあはき師は加配米がない。あはき師の空腹は彼らの健康の損失に繋がり、ひいては国力の衰退に繋がるとして加配米を求めたものである。後者の主食増配に関する主意書内容を要約すると、あんま師は一種の肉体労働者であることから基本の配給米のみでは量が不足する。また長時間の勤務のため他に食糧を得る術がないため、増配を求めたものである。当時の日本の食糧事態を鑑みた結果、加配対象とされている医療業種は、徹夜勤務を行う医師や看護師に限定しており、その根拠として、その仕事の重要性

や必要熱量を考慮して決定されている。仮にあはき師に食糧を加配するとした場合、他との平衡がとれなくなるため加配は不可能であるという否定的な答弁結果になっている。

戦後の日本は、米不足に伴い、食糧管理法により米価や米流通は政府の直接統轄下におかれていた。さらに、それら需給調整は供出割当制度によって食料庁が農家から米を買い入れ、配給制度により消費者へ配分する統制経済的手法で行われていた<sup>10)</sup>。

その制度の枠組みだけでは、あはき師の生活が立ち行かなくなり、あるいはその危険性が想定されることから、あはき師の生活環境特に食生活に関しての政策転換に繋がることを期待して提出された質問主意書であると推測できる。

また、あはき師に関連しないものとしても、昭和25年には衆議院横田甚太郎議員が配給米の増配についての質問主意書を提出していることから、社会全体として配給米の問題が存在していたと考えられる。

そのような世情の中で、あはき師のみに対する配給米優遇の質問については、小林勝馬議員が鍼灸師であったからこそ業界団体から寄せられる意見を統合することができ、質問主意書の提出に至ったのであろうと考えることは自然な流れである。

## ②あはきの高等教育事情に関すること

本項に該当する質問主意書は、「鍼・灸・按・マッサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書」及び「はり、きう、研究所設置に関する質問主意書」である。

前者の大学専門教育機関設置に関する主意書内容を要約すると、あはき医術に対して科学性と学問的体系を構築し、今後現代医学の一翼としていくため、研究機関である大学専門教育機関の設置を求めたものである。後者の研究所設置に関する主意書内容を要約すると、日本国民にとって、あはきは健康保持法の一つとなっているが、科学的根拠が少ないという理由で排斥される可能性もある。従って、科学的究明を行う官立研究所の設置を求めたものである。これらはいずれも、国家としてその必要性を感じているということにしながら、設立については見送るという結果となっている。

1947年(昭和22年)9月23日、日本を

占領統治した連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters: GHQ) は、厚生省に対して、日本の鍼灸の問題点を指摘し、改革を勧告した鍼灸禁止令の発布、所謂GHQ旋風が起こっている。

奥津は、GHQの日本鍼灸に対する指摘内容として、①視覚障害者による治療が行われていること、②人体に鍼を刺す、火のついた灸を据える治療は野蛮であること、③消毒の概念が定着しておらず、不衛生なこと、④医療としての教育制度が整備されていないこと、⑤治療効果の科学的根拠が証明されていないことの5点としている<sup>11)</sup>。それらの指摘を受け、鍼灸の存続を目指し運動を展開したグループがいくつか存在した。

その1つは、鍼灸マッサージ師会連盟であり、小林勝馬議員が所属する事が認められる。まさに、小林勝馬議員は、GHQの指摘する④医療としての教育制度が整備されていないことと⑤治療効果の科学的根拠が証明されていないことについての整備を国家として行えないかどうかと思案し、質問主意書の提出に至ったと推測できる。

先の大学専門教育機関設置の質問主意書は、昭和22年9月12日に提出されたものであるが、これらはまさに前述のGHQ旋風が起こる11日前のことである。おそらく、小林勝馬議員らはGHQと交渉の窓口であった厚生省を通じて、ある程度情報を掴んでおり、それらに対する回答を準備するために、9月23日に先んじて、国家に見解を問うていたのかもしれない。実際に、民主党で厚生委員長代理の立場にあった小林勝馬議員は厚生省と鍼灸医法の制定に向けて厚生省を続けている最中にも、GHQに足しげく通い、鍼灸存続の必要性を訴え続けたとされる。その結果、全国各地での晴・盲が一体となった全国各地での反対運動の後押しもあり、GHQ側の態度が軟化し、「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法」(法律第217号)の制定にも繋がったとされた<sup>6)</sup>ことから小林勝馬議員は鍼灸師という立場を守るため、あるいは存続させるために東奔西走していたことが分かる。

さらに、研究所設置の件の質問主意書は、昭和23年3月15日に提出されたものである。本提出日では既に、医療としての鍼灸の位置づけを高くし、GHQからの指摘事項をも凌駕する内容が組み込まれた、あん摩・はり、きゆう、柔道整復

等営業法も制定され、一連のGHQ旋風も一段落しているところである。しかし、GHQからの指摘事項でもあった鍼灸の科学的根拠について必要性を再認識し、今後の鍼灸の発展・継続には鍼灸の科学化は不可欠であると想定し、国立の研究所等の設置を要望・要求したものであると考えられる。結果として、国家としての設立は見送られることとなったが、日本鍼灸マッサージ師会連盟が、財団法人東方治療研究所を設立している。その設立趣旨として、科学的根拠を証明するための研究が等閑にされていたことへの反省を生かし、今後は鍼灸治療の科学的根拠を証明するための研究を行い、併せて鍼灸師の教育・資質向上に努めたいと記されている<sup>12)</sup>。従って、業界として研究所の設立を懇願していたことが分かる。

これらのことより、小林勝馬議員はあはき業界の実情や今後の行く末を思案し、まさにあはき業界の代表者となって国家に質問していることが分かる。

### ③あはき師特に失明者あはき師に関する金銭的事情や施設事情に関すること

本項に該当する質問主意書は、「あんま師鍼師等に改築資材特配の件に関する質問主意書」及び「失明鍼・灸・按・マッサージ業者に対し所得及び営業税全免に関する質問主意書」である。

前者の改築資材特配に関する主意書内容を要約すると、新しく制定された法律により治療所の設備を規定しているが、業者には困窮者、盲者等特殊事情者が多く、その大部分が都市居住者であることから戦災の被害も多く、物資不足や高物価により入手が困難であるからこそ、資材の特配を求めたものである。後者の所得及び営業税全免に関する主意書内容を要約すると、失明者のあはき師は晴眼のあはき師において、その業務を補佐する人物が必要であり、それらの雇用費が嵩むことなどを理由として所得税や営業税の全部免除を求めたものである。いずれも、世情を鑑みて困難であるとの回答を得ている。

GHQ内で医療制度の改革を担当した部署は公衆衛生福祉局であるが、その局長であるクロフォード・F・サムスも、GHQ旋風の結果として、鍼灸の存続を認めた1つの理由に、視覚障害者による激しい存続運動があったことを挙げている<sup>13)</sup>。さらに、昭和23年にはGHQ総司令官マッカーサーの主賓として、ヘレン・ケラー女史が来

日するが、それらも存続運動を加速させる1つの原因になっているのかもしれない<sup>13)</sup>。

昭和24年に身体障害者福祉法が制定されるが、これ以前においては、昭和4年に救護法が制定され、貧困者に対して公的な救済制度が制度化された、その対象に身体障害者を特定する規定はなく、障害者に対する福祉制度が十分であったとはいえない<sup>14)</sup>。したがって、視覚障害者をあはき業界から締め出すことは、彼らの生活の糧を失うことに直結する。江戸時代より脈々と受け繋がれてきた、あはき業界における視覚障害者の存在を締め出すことにより、本業界に新たな混乱を引き起こす可能性も考えられる。福祉政策がままならない時代において、ある一定の業界における保護制度について国家に対して疑義の質問主意書を提出したことは、前述した身体障害者福祉法制定への1つの材料になった可能性が考えられる。

以上のように、今回検討を行った提出された質問主意書の結果として、速やかに制度の変革等がなされたわけではなかった。しかし、質問主意書の提出によって必要な施策を実施する契機となった例や、政策転換に繋がった例もあることから<sup>3)</sup>、その答弁書の内容如何は別としても、その提出により内閣の回答をもらえる事の意味するところは大きい。仮に、政策転換に繋がらなかったとしても、今後の業界の展望を考えるうえで、それら答弁書内容を議論のテーブルの俎上に載せ、内閣もとい国家の意見を土台にして議論することは重要である。

現場で生じた問題や制度運用の方法論などの解決方法として、各省庁は制度の円滑的な運用を目指す目的として、省令・施行規則・通知・Q&A等を示している。しかしながら、それらによって、その分野を取り巻く諸問題等の疑義が解決するものではない。よって、それら解決できないような類の問題の解決方法としては、国会や各種委員会において国務大臣に対して質疑を行うことや、質問主意書を通じて、内閣の回答を得ることである。それらを実現する方法としては、あはきの業界団体が国会議員に対して陳情することも重要ではあるが、あはき業界の人間が政界に進出する等によって、いつでも質問主意書を提出行動に移す事ができるような環境を整備する事が必要であると考えられる。まさにこの代表的人物ともいべき者が小林勝馬議員である。小林勝馬議

員のような国会での発言権を有する者の存在は、あはき業界の将来を見据えた際に必要不可欠な存在であると考えられる。

今後は今回検討した以降の年代に質問主意書が提出されることになった時代背景や、提出した国会議員とあはきとの関連性を調査する必要がある、さらに質問主意書提出の結果、あはき業界の社会的・政策的な変化があったのかも併せて調査を行う必要性に迫られる。

**【結語】**

昭和22年度開催第1回国会から平成29年度開催の国会(衆議院第196回、参議院第193回)を調査したところ、あはきに関連する質問主意書は16名の国会議員により、延べ23件提出があったことが示された。特に終戦直後は、GHQや視覚障害者の職域保護の観点から鍼灸師の立場である小林勝馬議員が集中して提出していた。次に、昭和22年・23年に小林勝馬議員が提出した質問主意書について検討した。質問主意書提出に至った背景や経緯は様々であろうが、いずれの質問主意書もその時代において、あはき業界が抱える問題に対して内閣の真意を問う質問であることが分かる。

<参考文献>

- 1) 日本国憲法.1946.11.3.
- 2) 工藤達朗,畑尻剛,橋本基弘.憲法.第3版.東京.不磨書房.2004; 43.
- 3) 田中信一郎.国会の質問制度をいかに評価すべきか—現行制度の役割と潜在力の検証—.明治大学政治学研究論集.2009; 29: 43-62.
- 4) 大山礼子.国会学入門.第2版.東京.三省堂.2003; 175-176.
- 5) 田中信一郎.質問主意書の答弁書作成過程.明治大学政治学研究論集.2008; 28: 39-58.
- 6) 歴史に残る斯界の人々.医道の日本.2004; 63(10): 8-9.
- 7) 箕輪政博.日本の鍼灸100年,何が変わったのか?なぜ故,変わらないのか?.社会鍼灸学研究.2016; 11:1-6.
- 8) 衆議院.衆議院質問主意書一覧.  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/menu\\_m.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/menu_m.htm)
- 9) 参議院.参議院質問主意書一覧.  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/193/syuisyo.htm>
- 10) 加古敏之.日本における食糧管理制度の展開と米流通.世界におけるコメの消費拡大・普及戦略研究会.2006.
- 11) 奥津貴子.戦後のGHQ旋風と日本鍼灸の再出発.社会鍼灸学研究.2016; 11: 34-43.
- 12) 厚生省医務局医務課.東方治療研究所設立許可の件(東京).国立公文書館所蔵.1948.9.20.
- 13) 時代を読む4-身体障害者福祉法とヘレン・ケラー女史.ノーマライゼーション障害者の福祉.2010; 30: 343.
- 14) 柏倉秀克.視覚障害者問題の特質と支援上の諸問題.桜花学園大学人文学部研究紀要.2008; 10: 19-35.